

## 秋田県告示第54号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和4年2月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿角郡小坂町上向字上鶴沢2、字下鶴沢5の1から5の15まで、6、7、7の1、8、44、字上台ノ下8、9、字上平22の1、23の1、24の1
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県鹿角地域振興局農林部及び鹿角郡小坂町役場に備え置いて縦覧に供する。）